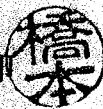


裁判官認印



審尋調書（第1）

件の表示 平成26年（ヨ）第1号  
日 平成26年1月21日午後3時00分  
所 和歌山地方裁判所民事部審尋室  
判官 橋本 眞一  
判所書記官 小西 奈津き  
開示した当事者等 債権者代理人 太田 達也  
債務者 吉田 益夫  
定期日 平成26年2月12日午後4時00分

審尋の要領

債務者が、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項の「開示関係役務提供者」に当たるとは争わない。

債務者が保有しているのは、申立書に添付された発信者情報目録のうち、①IPアドレス、②タイムスタンプのみである。③電子メールアドレス、④発信者の住所・氏名（名称）は保有していない。

双方

経由プロバイダが、保有する情報について、長くても6か月程度で削除するということは認め、争わない。

平成26年2月4日までに、事実の真実性について、陳述書等で疎明の補充を行う。

平成26年2月10日までに、反論があれば書面を提出する。

裁判所書記官 小西 奈津き